

事務連絡

令和7年10月1日

事業主様
健康保険事務担当者様

オエノンホールディングス健康保険組合
(公印省略)

19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について

平素より当組合の事業運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、被扶養者認定につきましては、健康保険法第3条第7項、健康保険法施行規則及び関係通達の定めに基づき対応しております。

このたび、令和7年7月に厚生労働省保険局長より「19歳以上23歳未満の被扶養者に係る認定について」(保発0704第2号)が発出され、令和7年度税制改正において、現下の厳しい人材不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の被扶養者(被保険者の配偶者は除く)における特定扶養控除要件の見直し等が行われたことを踏まえ、被扶養者としての届出に係る認定対象者の扱いが下記の通り定められました。

事業主様及びご担当者様におかれましては被保険者への周知及び被扶養者(異動)届をご提出いただく際の確認等のご対応をよろしくお願いいたします。

記

【変更内容】

対象者 : 19歳以上23歳未満(被保険者の配偶者を除く)

年間収入要件 : 130万円未満(月額108,334円) → 150万円(月額125,000円)

施行日 : 令和7年10月1日

※ 学生であるか否かは問わず、その年の12月31日時点の年齢で判断いたします。

※ 民法上では誕生日の前日に年齢が加算されるため1月1日誕生日の方は12月31日に年齢が加算されます。

以上